平成２９年（フ）第１６４９号
さいたま市南区大字大谷口693番地１　ヴァンベール富士美201、旧住所さいたま市南区大字広ヶ谷戸378番地８
債務者　杉浦　智昭
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
埼玉県志木市幸町２丁目４番８号　T’ｓフラット　102号、旧住所埼玉県新座市東１丁目８番13―506号
債務者　中田　正人
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢田　達広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１６号
札幌市手稲区富丘５条５丁目３番５号
債務者　杉尾　國好
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２９号
横浜市緑区いぶき野８番地１　リヴェールいぶき野404号
債務者　松尾　和彦
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福地健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１２号
静岡県浜松市浜北区西美薗2158番地の１　コスモハイツⅠ　103、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目１番８号レジデンスクレマツ102号室
債務者　日比　昭彦
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多和田洋二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
静岡県浜松市東区有玉北町1221番地の１
債務者　鈴木たき子
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長野　哲久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後４時
５　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
静岡県浜松市北区三方原町1705番地の４
債務者　鈴木　淳也
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長野　哲久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後４時
５　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第９７号
名古屋市名東区香流２丁目904番地　シャトル山手308号
債務者　東海メンテナンスこと　梅田　英年
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤田　光晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９８号
名古屋市名東区香流２丁目904番地　シャトル山手308号
債務者　梅田　早苗
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤田　光晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１００号
名古屋市名東区香流２丁目904番地　シャトル山手308号
債務者　ゲストハウス名古屋凛こと　梅田　一八
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤田　光晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３４号
京都府木津川市梅美台１丁目３番地７　レオパレスビューヒルズテン405号
債務者　山本　邦弘
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若宮　隆幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
北海道帯広市新町東１丁目３番地
債務者　神田　明敏
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１１８０号
堺市堺区協和町３丁210番地　中団地１号館401号
債務者　酒井　真紀
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西田　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２０５号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目20番31―201号、前住所横浜市南区大橋町２丁目40番地
債務者　渡邊　勉
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４号
石川県野々市市菅原町23番13号　菅原団地県営住宅４棟３号、住民票上の住所金沢市神田２丁目15番16号　信開ドヌール神田607号
債務者　丸隆工業こと　橋正　隆志
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向峠　仁志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午後３時
５　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
長崎県島原市万町505番地２　五番街ビル303
債務者　小渕　克己
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村林　尚孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係